

平成19年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年3月8日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（20名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	22番 吉川精二

欠席議員（1名）

21番 稲岡正一

会議録署名議員

14番 武田 矯                      15番 月岡永治

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企画部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教育次長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企画部次長 酒卷 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 成谷 洋子	市場支所長 岩脇 正治
財政課長 藤井 正助	水道課長 西岡 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子

事務局長補佐 松野享子

事務局長補佐 友行仁美

議事日程

日程第1 議案第1号から議案第24号まで

議案第33号から議案第36号まで

(質疑・付託)

日程第2 議案第25号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第3 議案第26号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第4 議案第27号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第5 議案第28号 中央広域環境施設組合規約の変更について

日程第6 議案第29号 阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更について

日程第7 議案第30号 阿北火葬場管理組合規約の変更について

日程第8 議案第31号 阿北環境整備組合規約の変更について

日程第9 議案第32号 板野郡西部学校給食組合規約の変更について

午前10時00分 開議

○議長（原田定信君） ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

- 日程第1 議案第1号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第2号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
について  
議案第3号 平成18年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正  
予算（第1号）について  
議案第4号 平成19年度阿波市一般会計予算について  
議案第5号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計予算について  
議案第6号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計予算について  
議案第7号 平成19年度阿波市老人保健特別会計予算について  
議案第8号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につ  
いて  
議案第9号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算について  
議案第10号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
について  
議案第11号 平成19年度阿波市介護保険特別会計予算について  
議案第12号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算につ  
いて  
議案第13号 平成19年度阿波市水道事業会計予算について  
議案第14号 阿波市副市長の定数を定める条例の制定について  
議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例の制定について  
議案第16号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条  
例の制定について

- 議案第 17 号 阿波市まちづくり振興基金条例の制定について
- 議案第 18 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 市長及び副市長の給与条例の一部改正について
- 議案第 21 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 23 号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正について
- 議案第 24 号 阿波市出産祝金支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 33 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 議案第 34 号 阿波市道路線の認定について
- 議案第 35 号 阿波市道路線の変更について
- 議案第 36 号 阿波市道路線の廃止について

○議長（原田定信君） 日程第 1、議案第 1 号から議案第 24 号まで、議案第 33 号から議案第 36 号までを一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

議案に対する質疑は、基本的事項、大綱的なものとし、詳細な事項については委員会で行ってください。

発言回数は、同一議題について 3 回以内となっておりますので、あらかじめご了承願います。理事者も、再問のないよう明確な答弁をお願いいたします。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3 番正木文男君。

正木文男君。

○3 番（正木文男君） おはようございます。

きょうは、質疑ということで登壇をさせていただきました。一般質問等は何回かやらせていただいたわけなんですけども、質疑も初めてなんですけど、きょう私 1 人ということな

んで、もしかしたら質疑代表というようなことでやらせていただいたらというふうに思います。

それでは、私がきょう質疑をお願いしたいのは2点ほどございます。1つは議案第4号、7款商工費1項商工費、165ページに記載されております。

165ページですが、この中で周遊バス運行管理協議会負担金として180万円が予算的に計上されております。この項目等、阿波市の活性化のために、観光だとか農村交流等推進のために助成負担金の支出を計上されております。情報の収集、それからPR等、目的達成のために必要な支出と考えますけれども、この180万円でこの事業の概要、いつからどんな内容で運行されているのか、その利用状況とその実績について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） おはようございます。

正木議員のご質疑にお答えします。

周遊バスの運行管理負担金でございますが、この負担金につきましては、旧土成町からの持ち込みの負担金でございます。平成13年度から継続して負担金として支出をさせていただいております。内容につきましては、土成、上板、板野、旧町でございますが、180万円ずつということで540万円で、周遊バスを板野駅南から山ろく地域の5カ所の観光地域を周遊しまして、阿波地区では御所の郷、餐の館が入っておりますが、メインはあすたむらんどがメインでございます——を經由して、また板野駅南まで帰る周遊バスでございます。

このバスにつきましては、それぞれ懸案のものもございますが、あすたむらんどから板野駅南までの無料バスということで、利用者につきましては平成17年度が約3,724名、運行日が141回ということで、土日、夏の7月20日から8月31日は水曜日を除き毎日運行ということでございまして、全体的な1日の利用者数は3回半の運転でございますので、26人余り、1回の乗車率は7.5人となっております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） 事業の概要等はわかりました。1回の利用人員7.5人、この辺が適正なのかどうかという、そしてまた、これがどういうふうに効果があるかという判定は難しいかと思えますけれども、この事業、180万円、3町、1市2町ですか、それぞれ

が180万円ずつを投資しているということなんです、ちょっと何か寂しいなあというような気もするわけです。これは阿波市としてのメリットというのは、どういうふうにとらえたらいいのでしょうか。メリットというものをどのように考えるのか、そしてこれについて今後もどのように取り組んでいくのかについてちょっと再問をお願いいたします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 合併当時にも、こういった質問がございまして、この運営協議会の形態の中で180万円の支出の全体の運行費が540万円ということで、バス自体は県の方から1,500万円のバスを購入して払い下げということで受けとんでございますが、議員ご指摘の利用者数が非常に少ないということで、メーンがあすたむらんどということで、それから西の利用客が非常に少ない利用実績になっております。この問題を検討すべき、今1市2町で内容等検討課題として持ち上げております。いましばらく研究なり検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） やはり実態を踏まえて検討に入られているということなんで、やはりこれから財政厳しい中で、少ない投資でより効果を上げるようにお互いに知恵を絞って取り組んでいく必要があるんじゃないかな。関係他町とも協議をして効果の上がるように取り組んでもらいたい。そして、阿波市としての市長もしっかりしていただきたいというふうに思います。

それでは2点目なんです、同項目ですが、議案番号第4号、7款商工費1項商工費の中で、県営西長峰工業団地除草委託料についてでございます。

166ページに記載されております。

この問題は、毎回議会のたびに話題となっております西長峰工業団地の件なんですけれども、工業団地管理費として除草委託料470万円が計上されております。これは私単純な発想として、県営の団地であるのに市の方がこういう管理が計上されておりますけれども、これが要るのか、この中身というものがどういうものかお尋ねをいたします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 議案第4号の7款1項4目の工業団地管理費のうち、委託料の470万円の内容につきましてお答え申し上げます。

この県営工業団地の委託料につきましては、県の管理委託部分が約6万1,200平

米、市ののり面、また西側の方にあります市道分の管理部分が2万4,100、全体の面積で8万5,300平米がございます。この部分につきましての管理委託を、県の部分については県の方から委託費として承っております。

その委託費の設計でございますが、のり面と平面につきましては、除草する場合の単価構成が違います。ということで、面積的には7対3でございますが、委託管理の経費区分につきましては、市の管理部分の市道部分ののり面が多くございますので、その管理費を加味して県と協議の上、6対4という設定の中で委託費を組んでいただいております。これは、実施設計の中での部分でございますが、大体ヘクタール当たり23万円程度、その上で諸経費を組み込むようになりますが、そうした単価で470万円を組まさせていただきますが、このうち20万円につきましては、土成工業団地の調整池の工事を同じ項目の15節で151万2,000円を組まさせていただきますが、その部分の委託設計費でございます。

実質的には、長峰工業団地につきましては、450万円の予算を計上させていただいておりますが、昨年からの委託料、17年は工事で組んでおったんですが、18年度につきましては委託ということで入札を行いました。議員各位に通知を差し上げたとおり、約半額の230万円程度で落札して委託を除草なりをさせていただいております。この予算計上につきましては、あくまで設計上の予算計上でございますので、これから審議の上議決していただいて、執行の上では大分安くなるのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） この470万円の内訳の中で、20万円は土成工業団地の池の整備というものの委託料だと、長峰の除草委託料については450万円だということで、先ほど県との振り分けといいますか、そういう中で市が持つておる予算化したこの450万円というものは、市道ののり面に係る部分なんだということなんですね。ということは、やはり市道の管理という延長線上の中で、市が負担を持つべきだといいますか、持たざるを得ないというようなことになるわけなんですね。理解いたしました。

では、じゃあこの450万円というもの、今必要性というものはやむを得ないという気がいたしましたが、ちょっと単価的に高いんじゃないかなというような気がするんですが、前ページ、同じ項目になるんですが、市場公園とか金清公園、土柱公園等の委託料、前ページにございますけれども、市場公園が92万円、金清公園が110万円、大月公園

82万円、土柱自然公園管理委託料68万円等、多分これなんかも木の剪定だとか除草だとか、そういうものも入っているように思うんですが、この工業団地ののり面というのは単純な草刈りのみという作業内容というものから考えてみましたら、何か単価的に高いなと、どこが違うのかなというような気がするんですが、これについて再問いたします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 再問にお答えしたいと思います。

私の説明不足かも知れませんが、450万円につきましては、その内訳が県の負担が6割、市の負担が4割ということで、その全体面積が8万5,300平米あるという内容でございます。そのうち、市ののり面部分、市道また西の方にのり面の広い公園的な部分がございますが、その部分が約2万4,100平米あるということで、県の工業団地敷地内の面積が6万1,200平米ということで、平たん部では県の管理の部分が5万6,200平米でございます。これを約8町を芝でなしに草刈り機等で刈りますと、非常に面的に均一に刈れないということで、その機械を持つかまたはリースして、専門的に刈った方が安くまた効率的に刈れるということで、県と相談の上で入札方式の委託をさせていただいております。

それで、単価的に高いんでないかということでございますが、先ほど申しましたようにヘクタール当たり23万円が高いかどうか、これに諸経費が約半額程度上乗せになると思っておりますが、昨年の実績が230万円程度の入札で、18年度でございますが、落札して執行させていただいております。それで、実績によりまして、それぞれの6対4の経済的な、財政的な負担区分が決まっておるようでございますので、あくまで設計単価で予算計上をさせていただいておりますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（原田定信君） 正木文男君。

○3番（正木文男君） この辺のところ、実際どの程度かかるのかというのは、ちょっと私もわかりにくい部分もあります。これから、こういうようなものに対しての経費の支出についての考え方なんですけども、少しでも効率的に経費を、支出を抑えてどう取り組んでいくかという中で、今よく行われておりますのでシルバー人材の活用であるとか、それから私はもう一点提案をしたいなと思っておりますのが企業アドプトです。アドプトという言葉、徳島県というのは意外と先進県なようでございます。前の圓藤知事が推進、特にしております、ある公共施設というものを民間人が請け負ってといたしますか、養子縁組をするとか、任せていただきますよという契約のもとに管理をしていくというのがアドプ



トということなんで、吉野川なんかについてはかなりな堤防部分というものが、いろんな民間のボランティア団体であるとか企業とか、そういうものによってアドプト契約が結ばれております。

この長峰工業団地につきましても、確かに企業立地していただいておりますわけなんですけれども、この立地企業の皆さん方とか、何かそういう人なんかもアドプトというような形でご参入願えれば、より地域としての盛り上がりだとか、市の支出も減るんじゃないかなというような気がするわけなんで、具体的にどういうふうに取り組んでいくかどうかは別なんですけども、そういうことも考えてみたらどうだろうか。厳しい財政の中から、少しでも経費支出を抑えていく、そしてまた徐々に行政というもののの中に民間なり住民というもの、企業も含めた住民というものを取り組んでいって、ともに厳しい地方自治というものに取り組んでいくという視点で考えてみていってはいかがかなというような気がいたします。

以上2項目、質問をさせていただきます、これで終わります。

○議長（原田定信君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第24号まで、議案第33号から議案第36号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会委員長におかれましては、付託されました議案第1号から議案第24号まで、議案第33号から議案第36号までの審査について平成19年第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開会され、審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

日程第2、議案第25号から日程第9、議案第32号までは、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、引き続き会議で審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、引き続き審議を行います。

~~~~~

**日程第2 議案第25号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について**

**日程第3 議案第26号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ**

いて

日程第4 議案第27号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第5 議案第28号 中央広域環境施設組合規約の変更について

日程第6 議案第29号 阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更について

日程第7 議案第30号 阿北火葬場管理組合規約の変更について

日程第8 議案第31号 阿北環境整備組合規約の変更について

日程第9 議案第32号 板野郡西部学校給食組合規約の変更について

○議長（原田定信君） 日程第2、議案第25号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第9、議案第32号板野郡西部学校給食組合規約の変更についてまでの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第25号徳島県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第26号徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第27号徳島中央広域連合規約の変更について、議案第28号中央広域環境施設組合規約の変更について、議案第29号阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更について、議案第30号阿北火葬場管理組合規約の変更について、議案第31号阿北環境整備組合規約の変更について、議案第32号板野郡西部学校給食組合規約の変更についてにつきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴います所要の改正をいたすものでございます。内容等につきましては、特に重要な変更はございません。

以上、ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております8議案につきましては、成規の手続を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第25号徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第26号徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号徳島中央広域連合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号中央広域環境施設組合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号阿北特別養護老人ホーム組合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号阿北火葬場管理組合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号阿北環境整備組合理約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決

されました。

次に、議案第32号板野郡西部学校給食組合規約の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたします。

次回の委員会の日程を報告します。

12日午前10時より総務常任委員会、13日午前10時より文教厚生常任委員会、15日午前10時より産業建設常任委員会。

なお、次回本会議は19日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時27分 散会